

2019年10月30日
株式会社日本政策金融公庫

「令和元年10月11日から同月14日までの間の暴風雨及び豪雨」により被害を受けた農業者の皆さま向けに金利負担軽減措置の取扱いを開始

日本政策金融公庫(略称:日本公庫)は、「令和元年10月11日から同月14日までの間の暴風雨及び豪雨」により被害を受けた農業者の皆さまを対象に、10月29日付で下表のとおり、金利負担軽減措置の取扱いを開始しました。

被害を受けた農業者の皆さまからのご相談については、本店農林水産事業本部(フリーダイヤル:0120-926478)及び全国の各支店農林水産事業で受け付けています。

日本公庫は、このたびの災害により被害を受けた農業者の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として引き続き迅速かつきめ細やかな対応を行ってまいります。

【金利負担軽減措置の内容】

<p>対象者</p>	<p><u>「令和元年10月11日から同月14日までの間の暴風雨及び豪雨」により被害を受けた農業者の方(集落営農組織等含む)</u>であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けた方</p>
<p>具体的な措置内容</p>	<p>以下の災害関連資金について、公益財団法人農林水産長期金融協会が借入者に利子助成することで、融資当初5年間実質無利子となります</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 農林漁業セーフティネット資金(農業を営む方に貸し付けられるものに限る) ② 農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)(※) ③ 経営体育成強化資金(※) ④ 農林漁業施設資金(農業を営む方、農業を営む方の組織する法人又は産業動物の診療の業務を行う方に貸し付けられるものに限る) ⑤ 農業基盤整備資金 <p>(※) 負債整理関係資金を除く</p>